

# 国内経済要録

## 公定歩合の変更ならびに高率適用手続および担保制度の改正

最近の経済金融情勢にかんがみ、一面において本行貸出増加の状況に対処して短資市場などの正常化をもたらすとともに、他面今後一層健全金融を促進するため資金需給の均衡をはかり、真に健全な経済発展の持続を期する趣旨から、公定歩合の変更ならびに高率適用手続および担保制度の改正を3月20日から実施することとなった。その要旨は次の通り。

### (1) 公定歩合の変更

基準割引歩合および貸付利子歩合をそれぞれ日歩1厘方引上げ次の通りとする。

- イ、商業手形割引歩合 日歩2銭1厘
- ロ、輸出前貸手形割引歩合 日歩1銭7厘
- ハ、輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合  
日歩1銭8厘以上
- ニ、輸入決済手形または輸入運賃手形を担保とする貸付利子歩合  
日歩2銭1厘以上
- ホ、国債もしくは特に指定する地方債、社債その他の債券または農業手形を担保とする貸付利子歩合  
日歩2銭2厘以上
- ヘ、その他のものを担保とする貸付利子歩合  
日歩2銭3厘以上
- ト、当座貸越利子歩合 日歩2銭4厘

### (経過措置)

農林中央金庫に対する本年度農業手形担保貸付利子歩合は現行通り日歩2銭1厘にすえ置。

### (2) 高率適用手続の改正

- イ、第1次高率および第2次高率の二本建を廃止し、適用高率は最低歩合の各3厘高一本とする。
- ロ、最低歩合適用限度額を算定する乗数を上げる。

### (3) 担保制度の改正

現在所定の担保適格手形以外の手形（一般手形）を手形貸付の適格担保として徴求しうることとする。

### 外国為替当貸付の利子歩合変更

アメリカ合衆国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合（現行日歩8厘5毛）を日歩8厘に改め、外国為替公認銀行の手形買取日が3月25日以降のものを引当とする貸付分から実施。

### 北海道開発債券を担保とする貸出の取扱

今般北海道開発債券が新たに発行されたが、これを本行の適格担保として認めるとともに、その担保価格および貸付利子歩合については、公社債券および政府保証付社債と

同様に取扱うことになった。

### 資金運用部による市中保有債券の買入れ

大蔵省では、金融引締りに対処し、財政資金の民間還元をはかるとの既報の方針（1月号参照）に基き、次の通り月中4回にわたって合計500億円の市中手持金融債などの買入れを実行した。買入条件は前回と同じであるが、これによつて昨年末来の買入累計は700億円となった。

第3回分	3月4日	150億円
第4回分	15日	150 "
第5回分	22日	71 "
第6回分	29日	129 "

### 昭和31年度下期以降の決算などにつき銀行局長通達

大蔵省銀行局長は、3月13日各銀行あてに、昭和31年度下期以降の決算など銀行経営上当面留意すべき事項について通牒を發した。その要旨は次の通りである。

#### 1. 資産内容の堅実化について

- (1) 既存の不良資産につき、これまでの償却計画を繰り上げ、極力短期間に所要の償却を行うよう要望。
- (2) 新規貸出の固定化を防止するため、慎重な審査と管理に努めるよう注意を喚起。

#### 2. 自己資本の充実について

増加収益を極力、準備金、引当金に振り向けるほか、益金の社外流出抑制に留意するよう要望。

#### 3. 合理化努力の継続について

経費節減など合理化努力を引続き堅持するよう勧奨。

#### 4. 業務経営の健全化について

最近のオーバー・ローンならびに外部負債依存の傾向排除と、優良有価証券の保有、日銀預け金の充実など、資産構成の流動化・適正化への努力を要望、あわせて銀行間の過当競争を避け、良識ある業務の推進に努めるよう注意を喚起。

### 銀行の営業用不動産取得につき銀行局長通達

大蔵省では、銀行の営業用不動産取得承認事務の簡素化を図るため、不動産取得に関する従来の取得基準を次の通り一部改正することとし、3月20日銀行局長より各銀行に通牒を發した。

- (1) 従来銀行が営業用不動産を取得する場合には、1件の金額が3千万円（六大都市では5千万円）を越えるものについて、銀行局長の事前承認を要することとしていたが、これを本店（これに準ずるものを含む）およびとくに指定する営業所にかかるもので、1件5千万円を越える取得について事前承認を要することに改正。
- (2) 従来大蔵省は、各銀行から最初に当期不動産取得計画

を徴して、事前に指導を行っていたが、不動産比率がきわめて低くかつ経理内容などが優良な銀行で、大蔵省がとくに指定した銀行については、上記計画書は単に受理するにとどめ、当該銀行の自主的運営に任せることに改正。

### 外国為替銀行の現地貸付およびユーザンス金利についての申合せ

甲種外国為替公認銀行は、次の通り標記対顧客金利について申合せを行った。

1. 米ドル現地貸付金利（一般レート年利5.25%、サービスレート年利5%）をそれぞれ0.25%引上げ、年利5.5%（サービスレート5.25%）とし、3月18日以降貸付分から適用。
2. 米ドル・ユーザンス金利（普通年利5.75%、特別年利5.5%）は3月23日それぞれ年利0.25%引下げたが、同29日再び年利0.25%引上げ、結局普通年利5.75%、特別年利5.5%とした。
3. ポンド・ユーザンス金利（普通年利7.4%、特別年利6.9%）は4月1日以降普通については0.25%、特別については0.5%それぞれ引上げ、普通は年利7.65%、特別は年利7.4%とした。

### 農林中央金庫の貸出金利引下げ

農林中金では、市中金利の実情、組合金融の要請かたがた、貸出金利体系調整の必要から、このほど所属団体に対する中・長期貸付利率について次の通り一律年5厘の引下げを決定し、4月1日以降の新規貸付分から適用することとなった。

#### (1) 対所属団体証書貸付

基準利率	対信連	(新)	(現行)
		年9分	年9分5厘
"	対その他	1割	1割5厘
特殊資金利率(注)	対信連	8分5厘	9分
		対その他	9分

(注) 災害資金、有畜農家創設資金など、農中が資金使途を指定した貸付に対する利率

#### (2) 対所属団体年賦貸付

基準利率	対信連	(新)	(現行)
		年9分5厘	年1割
"	対その他	1割5厘	1割1分

なお、系統利用奨励金廃止をめぐつての預金金利の引下げについては、2月の上記協議会において、32年度中は実施せず、33年度以降については金融情勢の推移に応じ別途検討することを申し合わせた。

### 商工組合中央金庫の貸出金利引下げ

商工組合中央金庫では、32年度予算で15億円の政府出資ならびに資金運用部の商工債券引受（20億円）などが行われ資金コストの低下が見込まれるので、これに伴い次の通

り貸出金利を引下げることとし、4月1日より実施した。

#### 1. 手形貸付利率の最高限度

- イ、期限1年未満……日歩2銭6厘5毛（1厘引下げ）
- ロ、1年以上2年未満……年1割（1分引下げ）
- ハ、2年以上……年1割5厘（1分引下げ）

#### 2. 手形割引歩合の最高限度…日歩2銭6厘5毛（5毛引下げ）

#### 3. 当座貸越利率の最高限度…日歩2銭8厘（1厘引下げ）

### 日本不動産銀行の設立

かねて計画が進められてきた旧朝鮮銀行残余財産を基金とする新銀行の設立については、このほど設立手続を完了、新銀行は4月1日より業務を開始した。概要以下の通り。

- (1) 目的…主として中小企業を対象とする長期資金の融通を行うが、とくに不動産抵当貸付を中心とする（準拠法長期信用銀行法）。
- (2) 自己資本…資本金10億円、準備金約8億円。
- (3) 資金調達…第1期（4～9月）は政府出資750百万円（優先株引受の形式による）および都市銀行からの長期低利借入れ2,250百万円により、第2期以後は債券発行による。
- (4) 役員…取締役9名、監査役2名。
- (5) 店舗…東京、大阪（6月ごろ開店）の2か店とする。

### 日本貿易信用株式会社の設立

このほど旧台湾銀行残余財産を基金とする標記新会社が設立され、4月1日より業務を開始した。概要以下の通り。

- (1) 自己資本…資本金375百万円、準備金129百万円。
- (2) 業務内容…主要業務は海外投資ならびに貿易に関する債務保証と短期貸付。
- (3) 資金調達…短期貸付に要する資金はとくに協定した銀行より手形再割ないし借入金形で融通を受ける。
- (4) 準拠法…「出資の受入れ、預り金および金利などの取締等に関する法律」（都道府県知事の監督を受ける）
- (5) 役員…取締役7名、監査役2名。
- (6) 店舗…東京および大阪の2か店。

### 割引金融債発行方法の変更

興銀、長銀、商中、農中の4金融債発行機関は、割引金融債の発行方法を従来の募集発行（申込日に本券を渡さず発行日に手交する）から売出發行（申込日に払込金と引換えに本券が手渡される）に切替えることになり、4月発行分から実施することとなった。

### 昭和32年度上期外貨予算決定

政府は3月30日閣僚審議会で、昭和32年度上期の外貨予算を決定した。

その内容は、輸入貨物予算2,236百万ドル、貿易外支予算408百万ドル、合計2,644百万ドルとなっている。予算規模としては、期中568百万ドルもの予算追加が行われた前

期よりは265百万ドル縮小しているが、前年同期比では、531百万ドルに及ぶ増加で、当初予算の規模としては制度発足以来最大の規模である。

外貨予算規模 (単位、百万ドル)

	32/上	31/下	31/上
輸入貨物予算	2,236	2,483	1,766
貿易外支払	408	426	347
合計	2,644	2,909	2,113

今期予算の特色はおおむね次の通りである。

(1) 余裕ある予算規模

国民経済の健全な発展に即応して、必要な輸入需要を充足するという編成方針から、鉱工業原材料や生活必需物資について十分な金額を計上するほか、特に当面の生産あい路打開のために必要な輸入を推進できるよう配慮されている。したがって、貨物予算規模は予備費150百万ドルを含めて2,236百万ドルに達し、各物資とも余裕ある予算が計上された。

(2) 輸入自由化の促進

適時適切な経済買付を行うために輸入自由化は前期においても促進され、貨物予算総額に対しグローバル予算は91%、AA制予算は21%に達していたが、上期予算においてこの傾向は更に強められている。そしてAA制対象品目に新たにりん鉱石、羊皮革、化学品、医薬品など約30品目が追加された。

所得税法の一部を改正する法律 (3月29日成立、4月1日施行)

低額所得者層の税負担軽減と大幅な減税措置とを内容とした所得税法の改正が行われた。要点以下の通り。

(1) 各種控除の引上げ

基礎控除額 (現行8万円) を9万円へ (32年分は8.75万円)、また1人目の扶養控除 (現行4万円) を5万円へ (32年分は4.75万円) それぞれ引上げるほか、給与所得控除額の限度 (現行8万円) も12万円へ (32年分は11万円) 引上げる。

(2) 税率の緩和

中堅所得層を中心に大要以下のごとく税率を引下げる。

所得税率の改正

税率	現行	改正案
10%	—	5万円以下の金額
15%	3万円以下の金額	5万円をこえる金額
20%	3万円をこえる金額	20 "
25%	8 "	50 "
30%	15 "	100 "
35%	30 "	150 "
40%	50 "	250 "
45%	80 "	400 "
50%	120 "	600 "
55%	200 "	1,000 "
60%	300 "	2,000 "
65%	500 "	3,000 "
70%	—	5,000 "

(注) 昭和32年分所得税については、課税総所得に対し、税率軽減の程度を%にとどめるものとして計算した税額表を適用する。

法人税法の一部を改正する法律 (3月31日公布、4月1日施行)

改正の要点は、(1)法人税の現行35%の軽減税率の適用範囲 (現行50万円以下の所得) を拡張し、年50万円をこえ100万円までの所得に対しても適用する (中小企業の税負担軽減)、(2)人格なき社団や財団を法人とみなし、これが継続して事業場を設け収益事業を行う場合、その収益に法人税をかける (脱税防止)、などである。

租税特別措置法 (昭和21年法律第15号を全面的に改正、3月31日公布、4月1日施行)

これまで税制上の特別措置によつて企業の資本構成の是正や資本の蓄積をはかつてきたが、経済の正常化に見合つて存続の必要性が薄くなつたものをできるだけ廃止し、また今後とも必要とみられるものは存続ないし充実させることにしたもので、その要点をとりまとめると下表のごとくである。

租税特別措置法の改正要点

摘 要	現 行	改 正	
貯蓄の奨励	利子所得	非課税	34年3月31日まで1年以上の長期預金非課税、その他は10%分離課税
	配当所得	(1) 源泉徴収10% (32.3.31まで) (2) 配当控除率30% (32.3.31まで)	(1) 2年間存続 (2) 100万円まで20% 100万円超 10%
	生命保険料の控除	15千円まで所得から控除 (31年分まで)	15千円をこえ30千円以下の金額についても、その半額を控除
企業の本業の増資	増資配当免税および法人増資登録税の廃止	免除(32.1.31まで)	期限後廃止
内の部充留実保	貸倒準備金	繰入額のうち一定範囲までは非課税	繰入限度3割引下げで存続
	価格変動準備金など	"	繰入限度2割引上げて存続
近のな代排と化置	重要物産の免税特別償却など	免除 非課税	新規産業の育成に重点技術の進歩に応じて弾力的に運営
その他	概算所得控除	5%(最高15千円)	廃止

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律 (3月31日公布、4月1日施行)

大衆貯蓄の増強をはかるため、国民貯蓄組合があつせんする預貯金利子に対する非課税限度 (現行1口の預貯金額10万円まで) は20万円に引上げられることになつた。

昭和31年度一般会計補正予算の成立

3月22日昭和31年度の一般会計補正予算が成立した。大要以下の通り。

○補正第1号	(才入追加額)	(才入追加額)
	所得税 200 億円	産投会計資金繰入れ 300 億円
○補正第2号	法人税 200 "	地方交付税交付金 100 "
	計 400 "	計 400 "
○補正第2号	(才入追加額)	(才入追加額)
	酒 税 40 億円	食糧管理特別会計へ繰入れ 34 億円
	関 税 60 "	戦傷病者戦没者遺族等援護費 28 "
	その他 47 "	その他 85 "
	計 147 "	計 147 "